

## 侵害の事実を疎明するための資料（記載例）

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下「対象品」という。）が、関税法第69条の11第1項第9号又は第9号の2で掲げる「商標権を侵害する物品」であって、輸入してはならない貨物に該当する事実について、以下のとおり疎明する。

## 1. 自己の商標権について

権利者：株式会社カスタム（申立人）

登録番号：商標登録第1234567号

商品の区分及び指定商品：第18類 バッグ 等

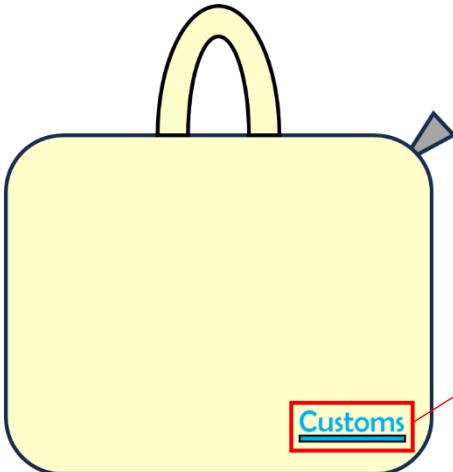
登録商標：**CUSTOMS**

※国際登録の場合の登録番号は、「国際登録第●●●●●号」のように記載してください。

※商品の区分及び指定商品は、申立ての対象となるもののみを記載してください。

## 2. 対象品の特定について

対象品は、イ号標章を付したバッグ（イ号標章を包装に付した場合を含む。以下同じ。）であって、少なくとも、下記写真の物品（以下「本件物品」という。）が含まれる。本件物品は中国のECサイトで流通しているものであり、本件物品以外にも様々な形態のバッグが外国で製造・販売されていることが推測できる。したがって、対象品は、本邦への輸入が見込まれるものである。

本件物品	イ号標章
	

3. 対象品（及び本件物品）が商標権を侵害する物品であることについて

対象品であるイ号標章を付したバッグが、登録第1234567号商標（以下「本件登録商標」という。）に係る商標権を侵害する物品であることについて、以下のとおり疎明する。

（1）本件登録商標とイ号標章の類否について

本件登録商標	イ号標章
CUSTOMS	

上記1. 記載の本件登録商標は、「CUSTOMS」の欧文字を標準文字で表した構成からなるところ、当該構成文字に相応して、当該欧文字から把握される外観、「カスタムズ」の称呼及び「税関」等の観念が生ずるものである。

一方、イ号標章は、「Customs」の欧文字を水色で横一連に表すとともに、その下方には、黒い太線で枠取りされた水色の横長の長方形の図形を表した構成からなり、当該欧文字と当該図形からなる外観である。また、上部の文字部分と下部の図形部分とは、それぞれの形態が明瞭に異なるとともに、文字部分と図形部分との間に空白部分があることから、それぞれ視覚的に分離、独立した印象を与えるものである。そうすると、イ号標章中、上部の文字部分と下部の図形部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められないことから、イ号標章中上部の文字部分のみを要部として抽出し（以下当該部分を「イ号標章要部」という）、イ号標章要部だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。また、イ号標章要部からは、構成文字「Customs」に相応して、「カスタムズ」の称呼及び「税関」等の観念が生ずるものである。

ここで、本件登録商標とイ号標章要部を比較すると、両者は、色彩、文字の書体及び大文字か小文字かにおいて相違するものの、「CUSTOMS (Customs)」の構成文字を共通にすることから、両者は外観が類似する。さらに、「カスタムズ」の称呼及び「税関」等の観念が同一である。

したがって、本件登録商標とイ号標章は、その全体を総合的に判断すると類似である。

（2）本件登録商標に係る指定商品と対象品（及び本件物品）の類否について

対象品である「バッグ」（類似群コード：21C01）と本件登録商標に係る指定商品「バッグ」（類似群コード：21C01）は同一である。

また、本件物品は、外観より「ハンドバッグ」（類似群コード：21C01）であると認められることから、対象品である「バッグ」（類似群コード：21C01）に包含されるものであって、さらに、本件登録商標に係る指定商品「バッグ」（類似群コード：21C01）に包含されるものである。

### (3) 結論

上記のとおり、対象品（及び本件物品）が、正当な権原及び理由なく、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者によって輸入される場合、又は、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する外国にある者によって外国から日本国内に他人をして持ち込まれる場合には、対象品（及び本件物品）は、関税法第69条の11第1項第9号又は第9号の2で掲げる「商標権を侵害する物品」に該当する。

したがって、申立人は、税関長に対し、関税法第69条の13第1項に基づいて、対象品が輸入されようとする場合、認定手続きを執るべきことを申し立てる。

以上

- ※ 商標的使用に疑義が生じる可能性がある物品を対象品に含める場合には、そのような使用態様の物品を本件物品として例示し、以下を参考に、イ号標章の使用態様が商標的使用に該当することを疎明ください。

#### <商標的使用の記載の一例>

本件物品におけるイ号標章は、○○○の位置に使用されているところ、商品「●●●」の属する分野において、商品の出所を表示する際に○○○の位置に標章を付すことは一般的といえることから、本件物品に接する需要者は、イ号標章についても、商品の出所を表示したものとして認識するものである。

- ※ いわゆる並行輸入品を対象品に含める場合には、そのような並行輸入品を本件物品として例示し、以下を参考に、当該本件物品が商標権の侵害となる並行輸入品である旨を疎明ください。

#### <商標権に係る並行輸入品の取扱い>

商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の物品につき、その登録商標と同一の商標を付したもの輸入する行為であっても、次の全てを満たす場合の当該物品は、商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

- イ) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものである場合
- ロ) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視しうるような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合
- ハ) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該物品の品質管理を行いうる立場にあり、当該物品と我が国の商標権者が登録商標を付した物品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合